

市報むさしむらやまへの広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 市報むさしむらやま（以下「市報」という。）への広告掲載については、武蔵村山市広告掲載取扱要綱（平成16年武蔵村山市訓令（乙）第173号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(広告の掲載位置等)

第2条 広告掲載の位置は、1ページを8段とした場合の下1段とする。ただし、1ページ目には掲載しないものとする。

2 市ホームページにより表示する市報では、広告欄（前項の規定により市報に広告を掲載する部分をいう。以下同じ）は表示しない。

(広告の大きさ)

第3条 広告1枠当たりの大きさは、概ね縦3.7センチメートル、横7.5センチメートルとする。

(広告の色数)

第4条 広告の色数は、墨色一色とする。

(広告の掲載期間)

第5条 広告の掲載期間は、市報の発行期間とする。

(広告掲載の申込み等)

第 6 条 広告の募集期間は、広告を掲載しようとする市報の発行日の 6 か月前から別に定める期間までの間とする。

2 広告主は、広告欄中の掲載箇所を指定することはできないものとする。

(広告掲載料)

第 7 条 広告掲載決定者が支払うべき広告掲載料は、広告 1 枠につき 1 5 , 0 0 0 円とする。ただし、同一の市報に 2 枠の広告を掲載する広告掲載決定者にあつてはその額に 1 0 0 分の 5 を、3 枠の広告を掲載する広告掲載決定者にあつてはその額に 1 0 0 分の 1 0 を乗じて得た額を減じた額を広告 1 枠当たりの広告掲載料とする。

2 広告掲載決定者は、広告掲載料を広告掲載決定の日の翌日から起算して 1 4 日を経過する日までに納入しなければならない。

附 則

この要領は、平成 2 9 年 2 月 1 日から施行する。